

傷病手当金制度説明書

- 1 傷病手当金は、公務外の病気やけがにより勤務に服することができない期間に、報酬、年金等が支給されない場合の生活保障の給付です。
このため、報酬、年金等と傷病手当金の両方を同時に受けることはできません。
- 2 報酬、年金等が優先して支給されるため、傷病手当金は全額支給されない場合や、一部支給されない場合があります。
- 3 傷病手当金の支給期間について、報酬、年金等の支給が後日判明した場合は、既に受給した傷病手当金のうち過払い分をお返しいただく必要があります。
- 4 平成 27 年 10 月以降、傷病手当金の支給事由となる傷病について障害共済（厚生）年金を受けている方や請求中の方は、傷病手当金の請求時に申し出てください。
- 5 傷病手当金は療養のため勤務に服することができない場合の生活保障の給付ですので次の場合は支給されません。該当する場合は速やかに申し出てください。
 - ① 退職後の傷病手当金を受給している方が再就職により労働を開始した場合
 - ② 傷病手当金の受給の原因である疾病等が治癒したと医師の診断があった場合

傷病手当金請求に係る同意書

私は、「傷病手当金制度説明書」を確認のうえ、公立学校共済組合新潟支部に対して、次のことに同意します。

- 1 障害共済年金又は障害厚生年金が遡って支給決定し、傷病手当金との調整が行われることとなった場合、その期間に係る傷病手当金が既に支給されている場合は、過払い分の金額を公立学校共済組合新潟支部に返金すること。
- 2 傷病手当金の請求時に報酬、年金等の受給について申告せず、傷病手当金が報酬、年金等との調整がなされなかった場合は、過払い分の金額を公立学校共済組合新潟支部に返金すること。
- 3 公立学校共済組合新潟支部が医療機関から診療報酬等明細書などにより、傷病手当金の受給の原因である傷病について、毎月医療機関等で治療を受けているか確認すること。
- 4 公立学校共済組合新潟支部が、傷病手当金の受給の原因である傷病等の内容について医療保険機関等に照会すること及び報酬の支給状況を、所属や給与支給機関等に照会すること。
- 5 退職後の傷病手当金を受給する際に、再就職や短時間労働をはじめ収入を得られることとなった場合及び傷病の治療が終わった場合は、速やかに公立学校共済組合新潟支部に届け出るとともに、労働開始後又は治癒後の期間について支給された傷病手当金の過払い分の金額を公立学校共済組合新潟支部に返金すること。

年 月 日

同意者

組合員氏名

⑩

住 所

公立学校共済組合新潟支部長 様